



きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2010 春 号

発行

和歌山県環境生活部県民局
県民生活課
〒640-8585 (住所不要)
TEL(073)432-4111(代)

- もくじ p 1 消費者月間
p 2 春に多いトラブル情報
p 3 消費生活センターの活動について
p 4 和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

～5月は消費者月間～

みんなで高めよう!! 消費者力

県及び市町村では、5月の消費者月間にあわせ、県内各地で消費者被害防止に関する広報啓発や相談窓口の周知などを行います。この機会に今一度、身近な消費生活や消費者問題を見直し、消費者一人ひとりが自立した消費行動ができ、安全で安心な生活ができる社会づくりをめざして、消費生活に関する知識を身につけ、みんなで消費者力を高めましょう！

消費者月間・金融経済講演会

みんなで高めよう!! 消費者力

～ 日本の消費者、アメリカの消費者 ～

講 師

ジェフ・バーグランド 氏 (京都外国语大学教授)

手話通訳 有り

開催日時

平成22年5月22日(土) 13:30~15:30

開催場所

和歌山ビッグ愛 1階 大ホール

和歌山市手平2丁目1-2

定 員

先着250名 (無料、事前申込要)



申込み方法

住所・氏名を記載して郵送もしくはファックスで申し込み

申 込 先

和歌山県金融広報委員会 (県庁県民生活課内)

〒640-8585 (住所不要) FAX: 073-433-1771



春に多い
トラブル情報

賃貸住宅・アパート退去時のトラブル！！

敷金12万円を払いアパートに入居し、2年後に退去した。その際、ハウスクリーニング代とたたみの張替えの代金として20万円の請求を受けた。支払わなければならないか。

アドバイス

この場合、常識的な使用を超えて生じた汚れや過失によって発生した汚れや破損がある場合を除き、通常の使用状況であれば、クリーニング代やたたみの張り替えの代金請求に応じる必要はありません。

- 敷金とは、通常、賃貸契約の終了時に家賃の滞納や、物件の損傷に対する修復費用の補償に充てるため家主が預かっているお金です。また、一般的には、通常の使用損耗の範囲であれば、賃貸物件の修繕は家主の義務ですので、借り主が支払う必要はありません。
- しかしながら、常識的な使用を超えて生じた汚れや過失によって発生した汚れや破損については、賃貸住宅を解約する際に、借り主が賠償しなければなりません。

こういったトラブルを避けるため、入居契約前に契約書の内容を確認しておくとともに、退去時は部屋の状況を家主と立会いで確認するようにしましょう。

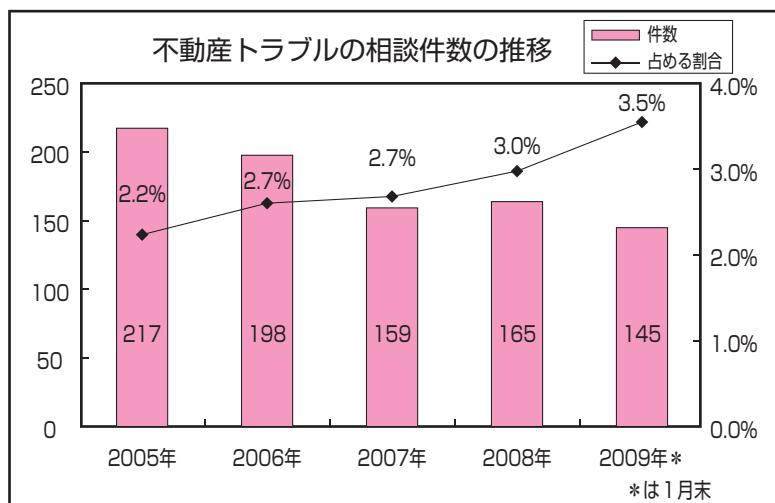
貸主が負担すべきと考えられるもの	借主が負担すべきと考えられるもの
経年劣化した畳の交換や床のワックスかけ	重い物を移動してできた引っかき傷の補修
日焼けした畳やクロスの交換	雨吹込みなどによる変色した床の補修
除去できる程度のたばこのヤニ清掃	飲み物をこぼしてシミのできたカーペットの交換・クリーニング
エアコン設置のビス穴の補修	下地ボードの張替えが必要な、くぎ穴、ネジ穴の補修
経年劣化した網戸の張り替え	冷蔵庫下のサビ汚損の除去
部屋全体の清掃や消毒	結露放置によるカビの除去
破損や紛失していないカギの交換	手入れを怠って発生した浴室のカビ、水アカの除去

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省住宅局）を基に作成

和歌山県消費生活センターに寄せられた不動産トラブルの推移と内訳

平成22年1月までによせられた相談内容内訳は、解約時43件、契約時43件、敷金等37件、その他22件でした。解約時と契約時のトラブルが多くなっています。

不動産トラブルの相談件数は減ってきていますが、消費生活相談に占める割合は年々増加傾向にあります。



不動産トラブル内訳		
賃貸アパート	117	80.7%
貸家	17	11.7%
駐車場	5	3.4%
不動産貸借サービス	4	2.8%
間借り	2	1.4%
合計	145	100.0%

「消費生活センター」が 地域で、消費者被害に遭わない よう見守り活動をしています。



平成21年度消費生活センター養成講座

消費生活センターとは？

地域における啓発活動の担い手（消費者リーダー）として、身近な方に消費生活の必要な情報を伝達するなどの啓発活動や、消費者被害にあわないように、地域で見守り活動をしていただいているボランティアの方々です。

県内で何人の方が活動しているの？

平成21年度 新たに56名の方々が加わって、計171名の消費生活センターの方々が地域で活動しています。（平成22年2月3日現在）

和歌山市47名、海南市13名、橋本市21名、有田市5名、御坊市7名、田辺市10名
新宮市7名、紀の川市10名、岩出市2名、紀美野町1名、かつらぎ町2名
九度山町3名、湯浅町1名、有田川町3名、広川町2名、由良町4名、日高町2名
印南町1名、美浜町1名、みなべ町1名、日高川町2名、白浜町3名、上富田町1名
太地町1名、すさみ町2名、古座川町11名、那智勝浦町5名、串本町3名

主にどんな活動をしているの？

●見守り活動・啓発… 県や市町村などからの消費生活に必要な情報を、地域の人に伝達し、消費者被害の未然防止のための注意喚起を行っています。

●消費生活相談窓口へのパイプ役…

消費者被害やトラブルに遭われた方がいれば、クーリング・オフの方法や消費生活相談窓口を紹介するなどのアドバイスを行っています。

平成22年1月 県では関係機関と連携し

「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。

高齢者・障害者関係18団体と、県関係11課室で構成し、情報共有するなど連携を図り、高齢者・障害者の消費者被害の未然防止・拡大防止及び早期発見に取り組んでいます。

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るほどると

●金融・金銭教育研究校の公開授業報告

平成20、21年度 金融・金銭教育研究校として委嘱しました那智勝浦町立市野々小学校と和歌山県立日高高等学校において、金融教育に関する研究取組の実践事例発表が行われました。

那智勝浦町立市野々小学校



同校では、環境・人・ものを大切にする心を育てるを中心として、金銭教育を通した「生きる力」の育成を研究主題に掲げ、学校、家庭、地域の方々と一緒に、金銭教育に取り組んできました。金銭教育研究発表会では、人とのつながり、ものやお金、働くことの大さなど色々な観点から金銭教育をとりいれた授業を各教室で公開し、保護者や地域の方、教育関係者が子供達の熱心な取組を参観しました。



引き続いて、生活経済ジャーナリストのあんびるえつこ氏から「子供の生きる力を育む金銭教育」と題し、自分の価値観を持ち意思決定できる力を養うことが大切であるとの講演をいただきました。

和歌山県立日高高等学校

同校では、総合学科1年生のクラスで金融教育公開授業を開催しました。当日は、現代社会の授業で「金利と私達」をテーマに、実生活の中に見られる金利の話から世界経済まで幅広く、子どもたちが考える授業を実施、教育関係者が見学しました。また金融・投資 教育コンサルタントの須原光生氏が「未来を明るくするために～お金や経済に関心を持つよう！～」と題した講演を行いました。

その後、2年間の研究校活動を踏まえ、研究協議が行われ、歴史授業でも金利の話を交えて話すと生徒の理解が深まる等の活発な意見交換が行われました。



一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
県消費生活センターへ
お近くの市町村
消費生活相談窓口へ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【相談受付時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

